

## 2 新たな障害保健福祉施策体系の構築

### (1) 障害保健福祉サービス体系の再編

【政策目標】

現行システムは本来果たすべき機能を十分果たしていない

- 既存の施設や事業が、ニーズに必ずしも適合した体系となっていないこと等から、結果的にいわゆる通過施設等において障害程度や適性に関係なく「滞留」が常態化
- 重度の高次脳機能障害等のいわゆる「障害種別の狭間」の問題も顕在化

総合的な自立支援システムを構築

(障害関係制度の政策効果・効率性の向上)

給付体系等の見直し

- 障害者介護給付
- 障害者自立支援給付
- 障害者地域生活支援事業

施設・事業体系等の見直し

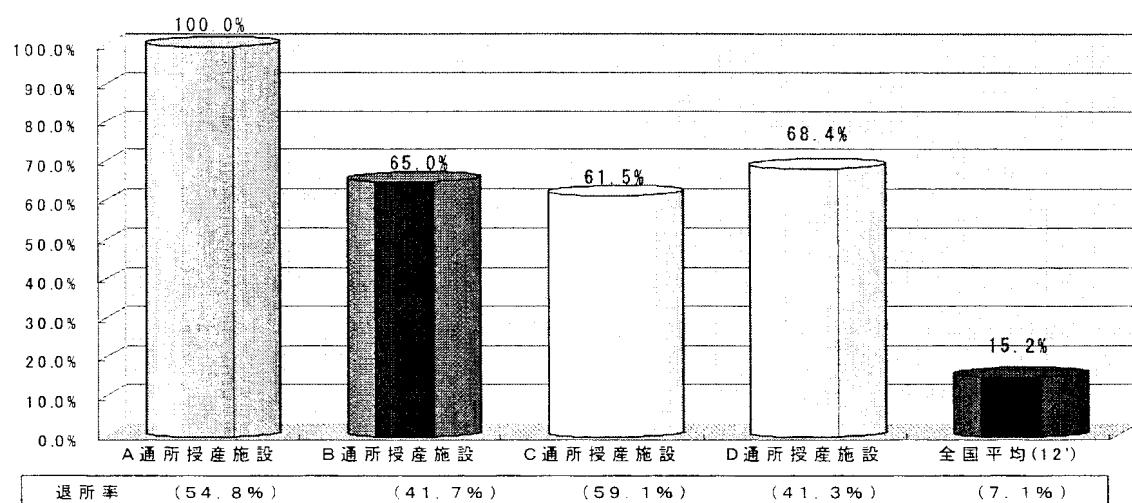
- 通所、入所施設等の再編
- 居住支援サービスの再編
- 権利擁護の推進とサービスの質の評価

報酬体系等の見直し

障害者のライフステージに応じ、ニーズや適性を踏まえ、個別に自立支援する。

<就労支援で成功している授産施設の退所状況>

退所者のうち就職を理由に退所する割合

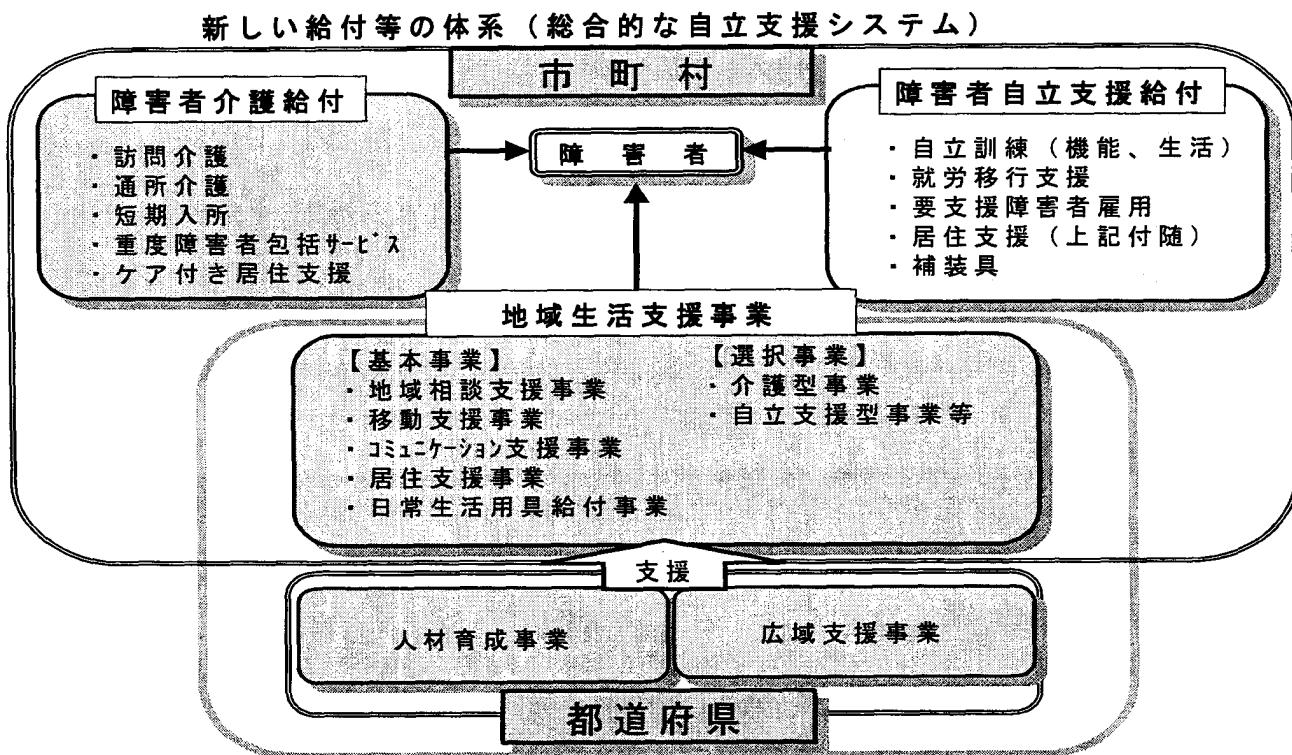


【資料出所】 厚生労働省障害保健福祉部調べ 11

全国平均は、社会福祉施設等調査(平成12年)

## 【具体的な内容】

### 1) 総合的な自立支援システムの構築



### 2) 障害者の施設、事業体系や設置者、事業者要件の見直し

#### <見直しの方針>

- 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題への対応するため、自立訓練や就労移行支援等の地域生活への移行へ資する機能を強化するための事業を実施する。
- 入所期間の長期化など本来の施設の機能と入所者の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立する。

#### <現 行>

重症心身障害児施設 (年齢超過児)
進行性筋萎縮症療養等給付事業
身体障害者療護施設
更生施設（身体・知的）
授産施設（身体・知的・精神）
小規模授産施設（身体・知的・精神）
福祉工場（身体・知的・精神）
精神障害者生活訓練施設
精神障害者地域生活支援センター（デイサービス部分）
障害者デイサービス

概ね5年程度かけて新体系へ移行

#### <見直し>

日中活動の場
以下から1ないし複数の事業を選択
生活療養事業（※1） (生活維持・向上、医療型)
生活福祉事業 (生活維持・向上、福祉型)
自立訓練事業（通過型） (機能訓練・生活訓練)
就労移行支援事業（通過型） (就労移行支援)
要支援障害者雇用事業 (就労継続支援)
デイサービス事業 (地域生活支援事業)

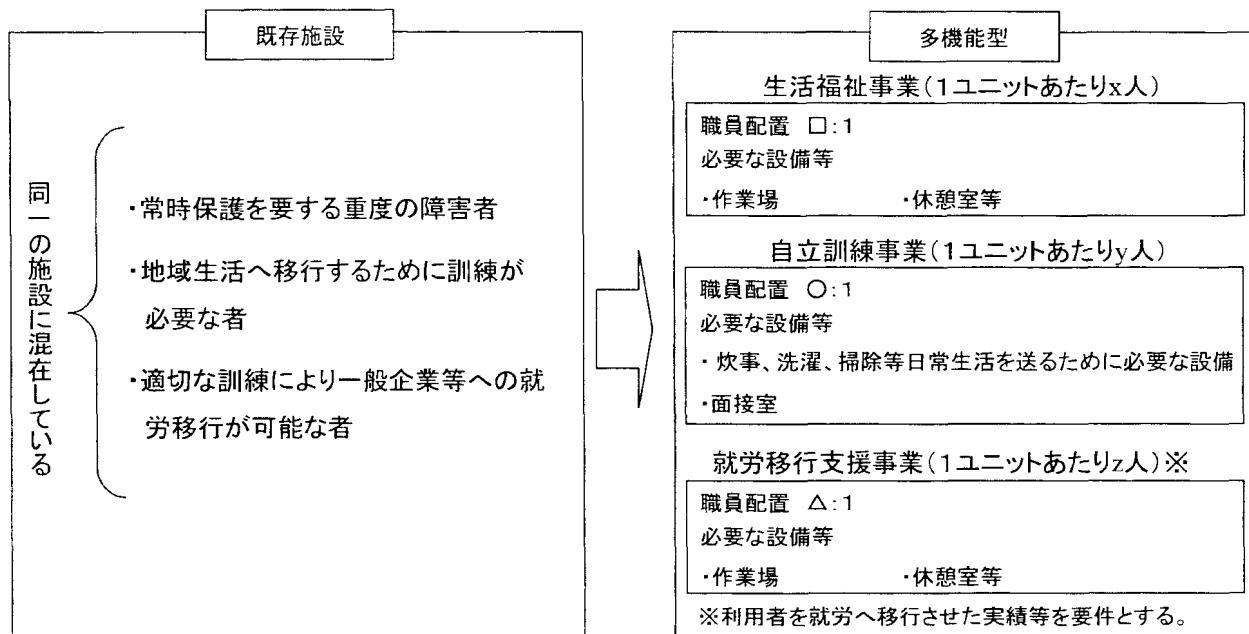
住まいの場
障害者支援施設（※2）
又は
居住支援サービス (ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)

※1 医療施設において実施。

※2 障害者支援施設はいずれも第1種社会福祉事業。

## 多機能型のイメージ

- 人口規模の小さい市町村等での対応のため、地域特性を踏まえた柔軟な運営が可能となるよう、複数の機能のサービスを実施する多機能型を認める。
- サービスの質の確保の観点から、タイプ別に最低のユニット(定員)の基準を設けるとともに、共通のカリキュラムを除き、原則としてユニット単位でサービスを提供。



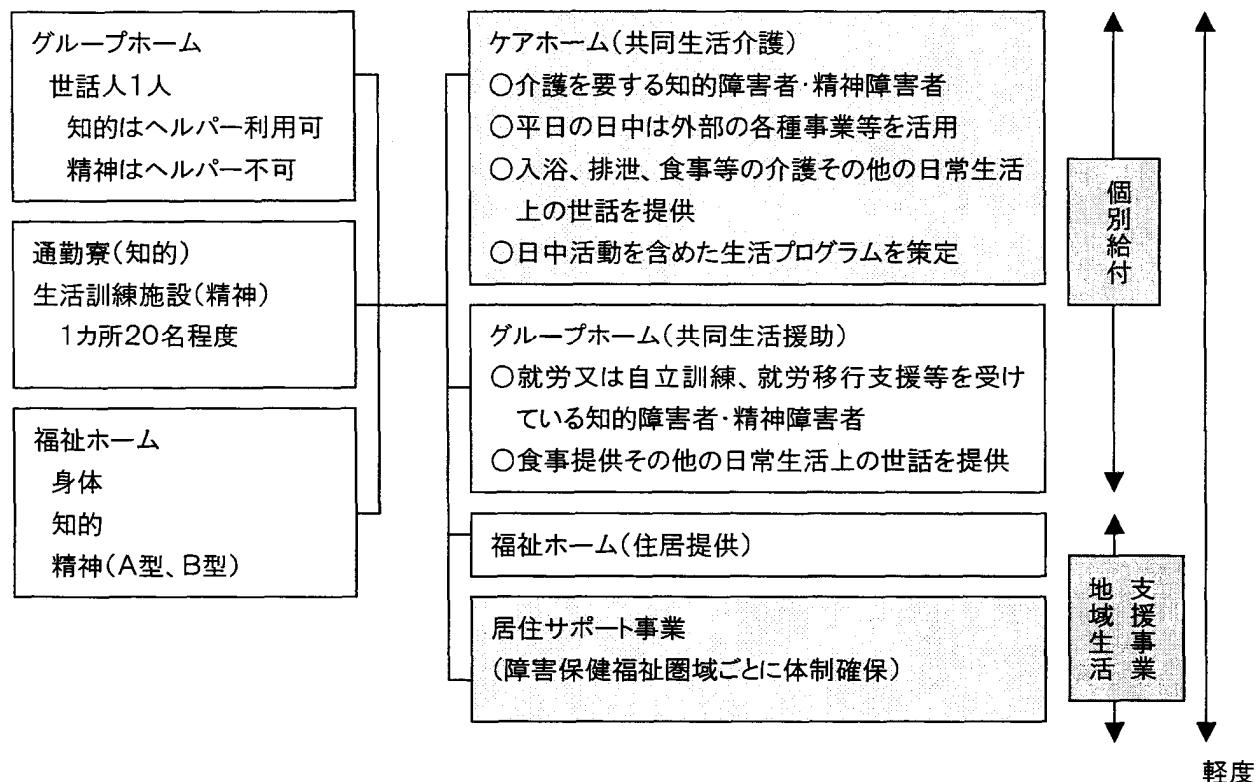
## 障害者支援施設の報酬体系のイメージ

種類 報酬体系	○生活療養事業 ○生活福祉事業	○自立訓練事業 (機能訓練、生活訓練)	○要支援障害者雇用事業 ○就労移行支援事業
日中活動面の評価	障害程度に応じた評価	障害程度に応じた評価 個々の施設に評価	障害能力に応じた評価 個々の施設に評価
夜間介護面の評価	障害程度に応じた評価	障害程度に応じた評価	障害程度に応じた評価 (※)
居住面の評価			

□ □ は、介護給付  
■ ■ は、自立支援給付

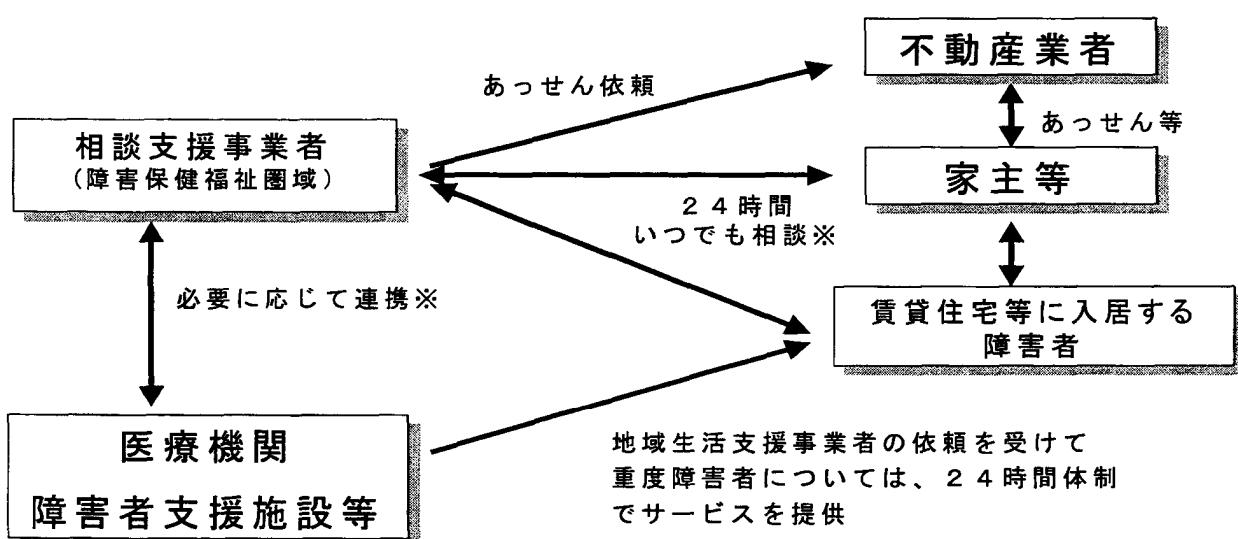
(※) 夜間介護面の評価や居住面の評価は就労移行支援事業のみ

## 居住支援サービスの再編



居住サポート事業のイメージ

- ・家主・障害者とも安心して入居できる環境→地域生活の場（住まい）の確保
  - ・障害者の地域生活の支援→施設から在宅への流れの促進
- ※地域支援事業の基本事業と位置づけ、障害保健福祉圏域ごとの相談支援事業者が実施。



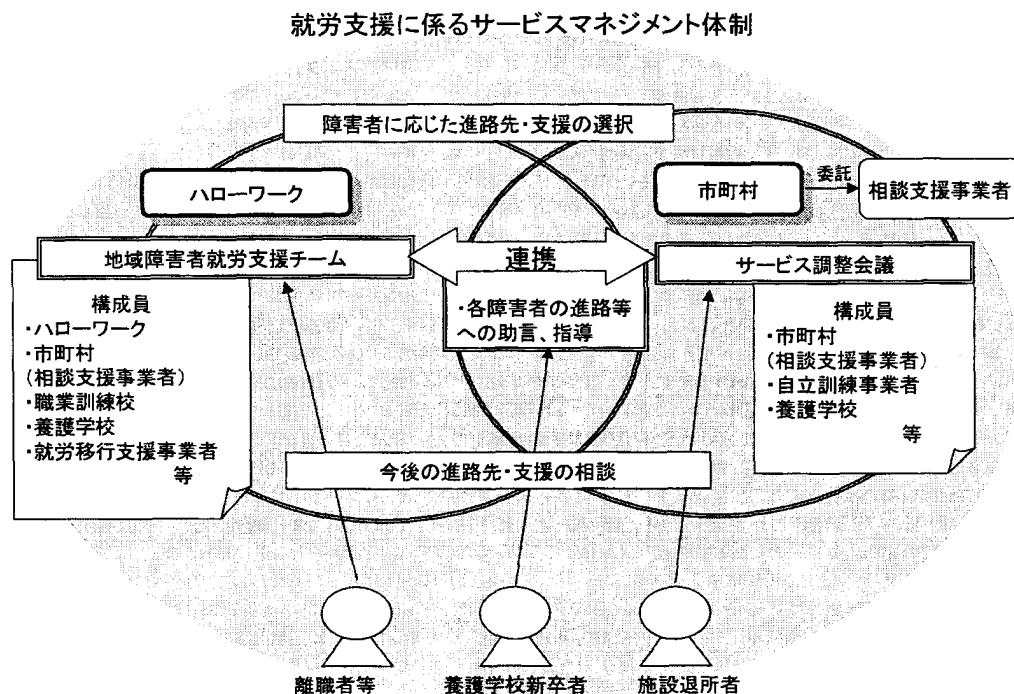
このほか、次のような取り組みを進める。

- 障害者の権利擁護を推進する体制や障害者施設、事業に係る第三者評価の仕組みを計画的に進める。
- 精神障害者社会復帰施設、福祉工場(身体、知的)の報酬体系について、現行の施設単位の支払方式から個人単位の支払方式に見直す。

## (2) ライフステージに応じたサービス提供

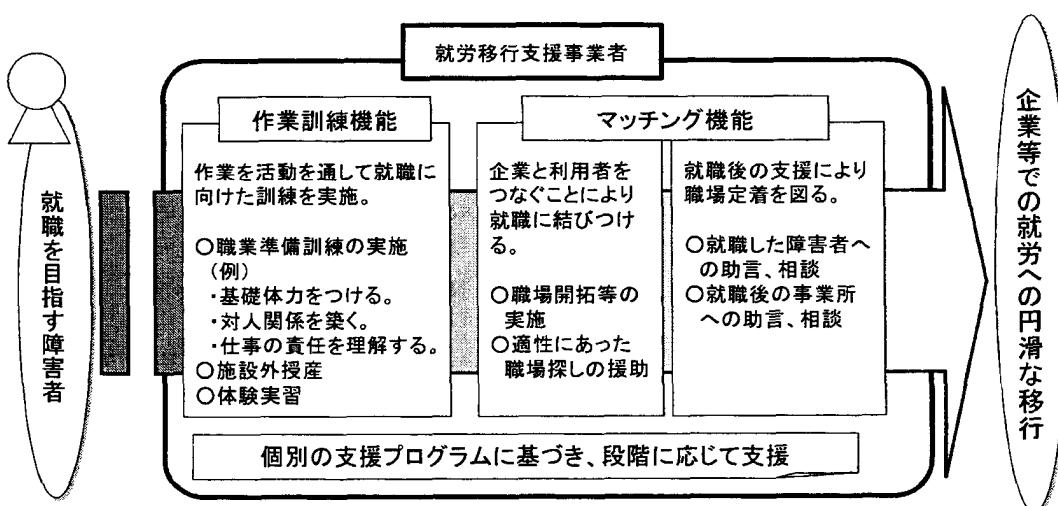
### 1) 雇用施策と連携のとれたプログラムに基づく就労支援の実施

- 既存の授産施設、更生施設等を、就労移行支援事業、要支援障害者雇用事業等に再編。
- 雇用施策との連携を強化することにより、障害者の意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるような支援体制を確立。



### 就労移行支援事業のイメージ

- ・障害者ごとに支援計画を作成し、それに基づき、企業等での就労を目指した訓練を実施。
- ・有期限のプログラムを組み、作業訓練から就職活動まで一貫した支援を行うことにより、就労へ結びつけるとともに、就職後も引き続き支援を行うことにより、定着を図る。



※ 障害者就業・生活支援センターを併設することにより、より効果的な支援を実施

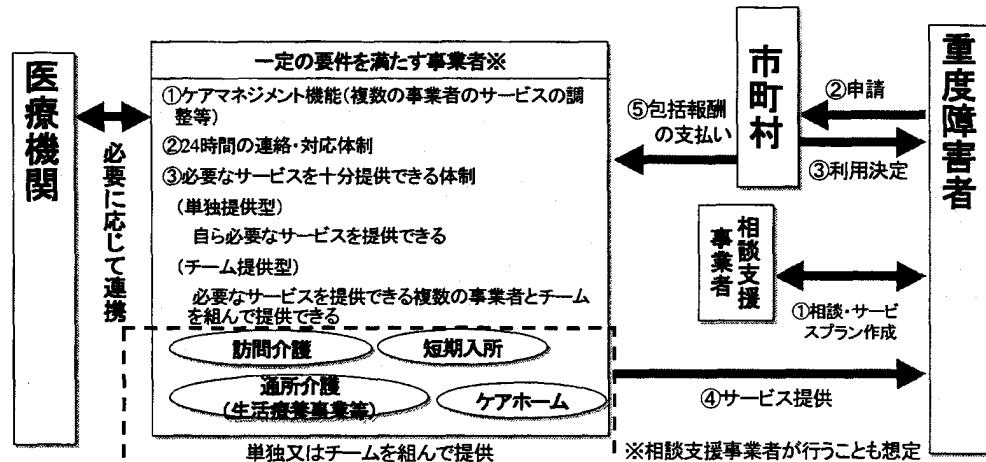
## 2) 極めて重度の障害者に対するサービスの確保

### <基本的な考え方>

- 一定の要件を満たす者が、自立支援計画に基づき、複数のサービスを適切に確保する仕組み（必要なサービス提供事業者の確保・調整等を利用者が行わなくとも事業者によって行われる仕組み）。
- 緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応が可能となる。
- サービスの種類や量にかかわらず、一定額の報酬を支払う仕組みとし、各種サービスの単価の設定や利用サービスの種類や量を自由に設定できる仕組みとする。

### <対象者のイメージ>

身体:ALS等の極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者  
 知的:強度行動障害のある極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者  
 精神:極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者

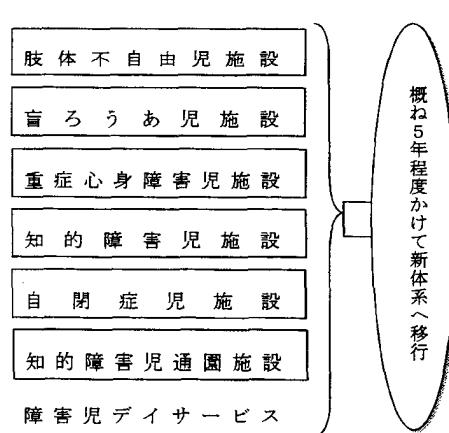


## 3) 障害児施設、事業のサービス体系の見直し(概ね5年後施行を目途に3年内に結論)

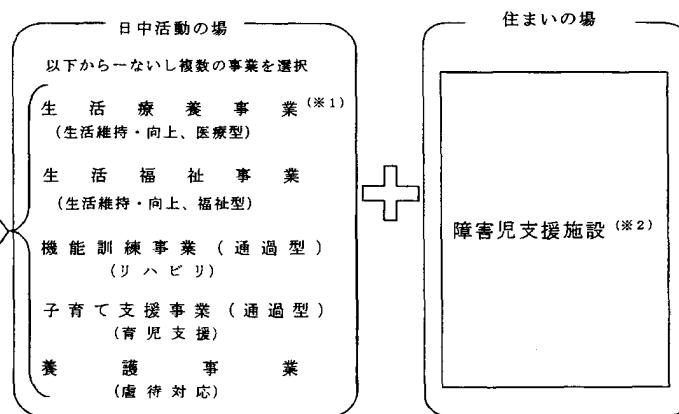
### <見直しの方針>

- 措置権については、原則として都道府県から市町村に移譲し、大人の障害者と同様の制度に改める。  
 (※ 被虐待等の要保護性を有する障害児への入所について、現在、国会に法案が提出されている児童虐待防止対策を含む児童福祉法改正の動向を踏まえた上で、概ね5年後の施行を目途に3年内に結論を得る。)
- さまざまな年齢や障害程度の異なる児童が混在するなど、本来の施設の機能と入所児の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立する。(措置権移譲と同時期に着手)
- 教育と連携を図りつつ「発達支援・育児支援システム」を体系的に整備していくため、親の障害受容を促すための事業や適切な発達を確保していくための事業を実施する。

### <現 行>



### <見直し後>



※1 医療施設において実施。

※2 施設は第1種社会福祉事業。